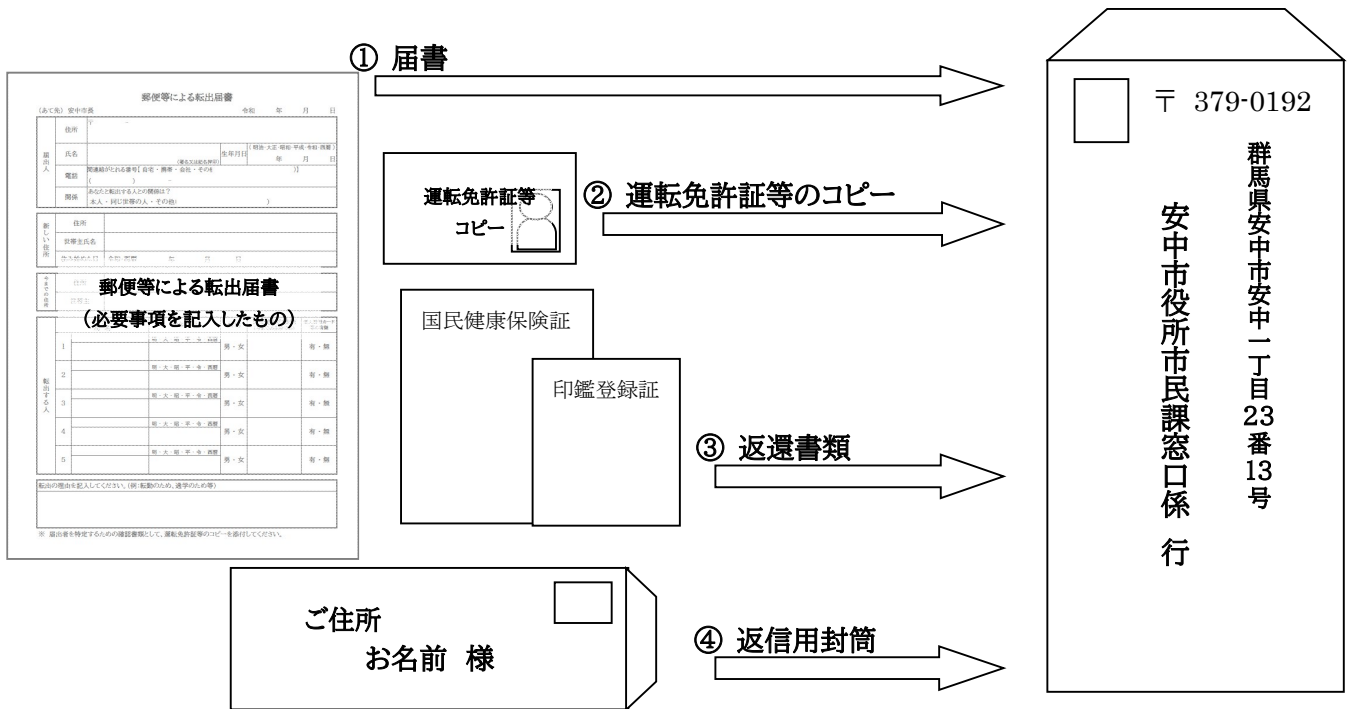


郵便での転出届の方法について

安中市に住民登録がある人が、安中市外へ転出する手続きを郵便により行う場合のご案内です。(同じ世帯以外の代理人が手続する場合は、委任状が必要です)

- ① 届書 別紙の郵便等による転出届書に必要事項を自書してください。
(電話番号は、昼間の連絡先を必ず記入してください)
※ Excel で入力される場合は、届出人欄に氏名の自筆署名か記名押印が必要です。
- ② 確認書類 届出者を特定するために、運転免許証等のコピーを同封してください。
- ③ 返還書類 転出により本市の国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険及び印鑑登録の資格が喪失します。該当する人は保険証等を同封しお返しく下さい。
※ 世帯の状況、保険資格等によっては、郵送での手続をご遠慮いただく場合があります。
- ④ 返信用封筒 返送先の住所・氏名を記入して、切手を貼った封筒を同封してください。
※ 転出証明書には個人番号(マイナンバー)が記載されますので、簡易書留での返送となります。そのため、返信用封筒には、434 円分の切手(普通郵便料金 84 円+簡易書留料金 350 円)を貼ってください。
(お急ぎのときは、速達料金 260 円を追加してください。)
- ⑤ ①②③④を同封し、安中市役所市民課窓口係に送付してください。



※ 転出する人の中に有効なマイナンバーカード(住民基本台帳カードを含む。)をお持ちの方がいる場合は、転出の届出のみで転出証明書の交付を受ける必要がない場合があります。マイナンバーカードをお持ちの方が郵便での転出届を行う場合は、事前に安中市役所市民課窓口係(電話 027-382-1111)にお問い合わせください。

(お願い) 郵送による手続きは、配達の日数と役所の事務処理日数が必要です。特に、期間が土・日・休日にまたがる場合は、日数に余裕をもって手続きしてください。